

道路交通法改正に伴う 認知機能検査制度の導入について －北海道警察本部からの依頼－

◇総務部◇

道路交通法の一部改正（平成19年6月20日公布）に基づき、平成21年12月1日以降に75歳を迎える高齢運転者に対して、免許更新時に高齢者講習に先立って認知機能検査の受検を義務づける制度が、本年6月から導入されることになりました。

この認知機能検査で認知症の疑いがあると判定され、かつ、更新前6ヵ月または更新後1年以内に一定の違反行為を行った運転者は、専門医等による臨時適性検査の受検が必要となり、同公安委員会ではその診断結果等を参考として免許の継続の可否を判断することとなりました。

その流れについては、以下の手続等の流れ図をご参照ください。

なお、臨時適性検査を行う専門医につきましては、北海道警察本部が各方面本部と調整の上、関係郡市医師会等に出向いて詳細説明し、理解を得て郡市医師会から推薦いただいた方々に協力いただくことになっております。

